貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和７年４月)

４月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	空知交通株式会社（法人番号６４３０００１０４８４１１）　代表者林秀樹	北海道芦別市北１条西１丁目２番地	本社営業所	北海道芦別市北６条西１丁目６番地４	R7.04.23	輸送施設の使用停止（１７０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他８件	令和６年８月２２日、令和６年１０月９日及び令和６年１０月１０日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。９件の違反が認められた。（１）運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法第９条の２第１項）、（２）運行に関する状況把握等のための体制の整備違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条の２）、（３）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第１項、第２項、第４項）、（５）運行記録計による記録義務違反（運輸規則第２６条第１項）、（６）運行指示書の記載事項義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（７）運転者に対する指導監督の記録違反（運輸規則第３８条第１項）、（８）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（９）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）	17	17
2	株式会社悠創（法人番号９４３０００１０４２０８０）　代表者中村誠一	北海道札幌市厚別区厚別西７７０番２	さっぽろ慎観光バス営業所	北海道札幌市厚別区厚別西７７０番地２	R7.04.23	輸送施設の使用停止（９０日車）及び文書警告	道路運送法第９条の２第１項　他６件	令和６年１２月１２日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）運賃料金変更事前届出義務違反（道路運送法（以下「法」）第９条の２第１項）、（２）乗務員台帳の作成義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３７条第１項）、（３）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（４）整備管理者に対する権限付与義務違反（運輸規則第４５条）、（５）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第４６条）、（６）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）、（７）輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反（法第２９条の３）	9	12
	以下余白									